

IASB Update

2019年4月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 4 月 9 日（火）から 11 日（木）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [IFRS 第 17 号の修正](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [会計方針と会計上の見積り（IAS 第 8 号の修正）](#)
- [適用に関する事項](#)
- [開示に関する取組み](#)
- [リサーチ・プログラムのアップデート](#)
- [経営者による説明](#)
- [基本財務諸表](#)
- [のれんと減損](#)
- [動的リスク管理](#)

IFRS 第 17 号の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2019 年 4 月 9 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の考え得る修正について検討した。審議会は、考え得る修正を下記の順序で扱った。

- IFRS 第 17 号の修正の概要 — アジェンダ・ペーパー2A
- デュー・プロセスのステップ（書面投票の許可を含む） — アジェンダ・ペーパー2B
- 整理論点 — アジェンダ・ペーパー2C
- 年次改善 — アジェンダ・ペーパー2D 及びアジェンダ・ペーパー2E

IFRS 第 17 号の修正の概要、及びデュー・プロセスのステップ（書面投票の許可を含む）（アジェンダ・ペーパー2A—2B）

審議会は次のことを行った。

- a. IFRS 第 17 号の修正提案を全体として検討した。
- b. 修正提案のそれぞれを審議会が 2018 年 10 月に設定した判断規準に照らして評価した。

関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 5 月 13—17 日

2019 年 6 月 17—19 日

2019 年 7 月 22—26 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は[こちら](#)

- c. IFRS 第 17 号の修正提案から生じる可能性の高い影響を検討した。
- d. 審議会が IFRS 第 17 号の修正に関する狭い範囲のプロジェクトを完了するにあたって行ったデュー・プロセスのステップを検討し、IFRS 第 17 号の修正案を示した公開草案を公表したい考えであることを確認した。
- e. 現段階で予定されている反対意見はないことを確認した。

審議会は、IFRS 第 17 号の強制発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の適用の一時の免除についての固定された期限満了日に関しての 2018 年 11 月会議での暫定的決定についても確認した。

審議会メンバー全員がこれらの事項を確認した。

整理論点（アジェンダ・ペーパー2C）

審議会は、IFRS 第 17 号の修正案に関して生じた IFRS 第 17 号（及び IFRS 第 9 号）に関する利害関係者の追加的な懸念について議論した。

審議会は、修正案の発効日を IFRS 第 17 号の発効日と一致させ、企業に IFRS 第 17 号及び修正案を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを求めるようにすることを暫定的に決定した。審議会は、企業が IFRS 第 17 号を修正案とともに早期適用するのを認めることも暫定的に決定した。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

年次改善（アジェンダ・ペーパー2D 及びアジェンダ・ペーパー2E）

審議会は、その他の軽微な変更で、年次改善の範囲に含まれるが、IFRS 第 17 号の修正案の公開草案でも取り扱うことができるものに関しての、アジェンダ・ペーパー2D に示された提案について議論した。審議会は、これらの年次改善のいくつかに関しての、2019 年 4 月 4 日に開催された IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループ会議からのフィードバックを要約した補足資料も受け取った。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- IFRS 第 17 号の B96 項(c)を修正して、貨幣の時間価値及び金融リスクに係る変動を契約上のサービスマージンの修正から除外する。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号の B96 項(d)及び B97 項(a)を修正して、非金融リスクに係るリスク調整の変動の分解に対処できるようにする。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号の B118 項を修正して、企業が保険契約グループに対してのリスク軽減オプションの使用を中止できるのは、当該グループが適格要件に該当しなくなる場合のみである旨を明確化する。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 投資要素の定義を明確化する。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号の第 11 項(b)を修正して、IFRS 第 17 号が裁量権付有配当投資契約に適用されるようにする。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号の第 48 項(a)及び第 50 項(b)を修正して、非金融リスクに係るリスク調整の変動について損失要素を修正するようにする。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号の B128 項を修正して、基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動は、IFRS 第 17 号の目的上は、投資の変動として扱うべきであり、したがって、貨幣の時間価値に係る変動又は金融リスクに関する仮定の変更として扱うべきである旨を明確化する。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

スタッフは、IFRS 第 17 号の修正案の公開草案に関するコメント期間の短縮について、デュー・プロセス監督委員会の許可を求める予定である。スタッフは 2019 年 5 月の会議で審議会にコメント期間の設定を求めることも予定している。審議会は、追加の整理論点があればそれも 5 月の会議で検討する。

スタッフは、IFRS 第 17 号の修正案の公開草案を 2019 年 6 月末に公表する予定である。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は 2019 年 4 月 10 日に会合し、共通支配下の企業結合（BCUCC）に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

スタッフのアプローチに関してのアップデート（アジェンダ・ペーパー23A）

審議会は、次のことを検討することによって、本プロジェクトの範囲に含まれる取引についての測定アプローチの開発を継続するようスタッフに指示した。

- a. 本プロジェクトの範囲に含まれる取引が、共通支配下ではない企業結合と異なる可能性があるのかどうか、及びどのように異なる可能性があるのか
- b. どのような情報が、受入企業の財務諸表のさまざまな主要な利用者に有用となるのか
- c. 特定の情報を提供することの便益が、当該情報を提供することのコストを正当化するかどうか
- d. さまざまなアプローチにおいて生じる可能性のある複雑性及びストラクチャリングの機会

14 名の審議会メンバー全員が決定に賛成した。

BCUCC における融資者及び他の債権者に関してのアップデート（アジェンダ・ペーパー23B）

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれるすべての取引について単一の測定アプローチを追求する必要はないと暫定的に決定した。具体的には、審議会は次のアプローチを追求することが考えられる。

- a. 受入企業の非支配株主に影響を与える取引の全部又は一部について、現在の価値によるアプローチ
- b. 受入企業の融資者及び他の債権者に影響を与えるが非支配株主には影響を与えない取引について、簿価引継アプローチの一形態などの、異なるアプローチ

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引についての測定アプローチに関する議論を今後の会議で継続する予定である。

会計方針と会計上の見積り（アジェンダ・ペーパー26）

審議会は 2019 年 4 月 10 日に会合し、公開草案「会計方針と会計上の見積り」（IAS 第 8 号の修正案）に対するフィードバックについてのスタッフの分析について議論し、プロジェクトの報告性に関するスタッフの予備的見解について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は本プロジェクトについて今後の会議で引き続き議論する。

適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2019 年 4 月 10 日に会合し、適用に関する事項について議論した。

IFRIC のアップデート（アジェンダ・ペーパー12A-12B）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会の 2019 年 1 月及び 3 月の会議に関するアップデートを受けた。これらの会議の詳細は IFRIC Update で公表された（アジェンダ・ペーパー12A-12B）。

審議会は何も決定を求められなかった。

開示に関する取組み—会計方針（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2019 年 4 月 10 日に会合し、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の修正案の公開草案についての書面投票プロセスをスタッフが開始できるかどうかについて議論した。

IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案 — デュー・プロセスのステップ及び書面投票プロセス開始の許可（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、修正案の早期適用を認めること及び修正案を将来に向かって適用すべきであることを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

審議会は、公開草案に対するコメントについて 120 日の期間を設けることを決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠してきたこと及び公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を行ったことについて納得している。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

マルティン・エーデルマン氏が公開草案の公表に反対票を投じる予定である。

今後のステップ

審議会は、IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案の公開草案を 2019 年後半に公表する予定である。

リサーチ・アップデート（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は 2019 年 4 月 10 日に会合し、リサーチ・プログラムに関するアップデートを受け取った（リサーチ・プログラムを含めた審議会の作業計画についての情報は、[ここ](#)から入手できる）。

審議会は、スタッフが以下についての作業を開始する予定であることに留意した。

- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（2019 年第 2 四半期に開始）
- 持分法に関するパイプライン・リサーチ・プロジェクト（2019 年第 2 四半期又は第 3 四半期に開始）

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムについての次回のアップデートを 2019 年第 3 四半期に受ける予定である。

経営者による説明（口頭でのアップデート）

審議会は2019年4月10日に会合し、本プロジェクトについてのアップデート及び2019年4月に開催された経営者による説明の諮問グループからの主要なメッセージを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトについての議論を5月のボード会議で継続する予定である。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2019年4月11日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 経営者業績指標についての審議会の提案の修正
- b. 金融企業についてのプロジェクトの提案に関しての未解決の論点（主として、財務業績の計算書における収益及び費用の分類に関して）

経営者業績指標についての提案の修正（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、経営者業績指標が、財務諸表に含まれる情報は忠実な表現を提供しなければならないという一般的な要求の対象となる旨を明確化することを暫定的に決定した。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

審議会は、経営者業績指標は企業の財務業績を財務諸表利用者に対して忠実に表現すべきである旨を定めることも暫定的に決定した。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

したがって、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 誤解を招く経営者業績指標を禁止する明示的な記述を行うことは不要である。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. 経営者業績指標をどのように計算すべきかについての追加的な制約（例えば、企業固有の会計方針の使用の禁止によって）は設けない。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

審議会は次のことも暫定的に決定した。

- a. 企業がある指標を経営者業績指標として財務諸表の中で識別できるのは、同一の指標を利用者との他の公開のコミュニケーションにおいて使用している場合のみである旨を定める。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 企業の経営者業績指標から除外される、通例でない項目の定義を満たす収益又は費用の項目を企業が識別するという要求を設けない。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

金融企業についての未解決の論点（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 主要な事業活動の過程において、個別に、かつ、企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す金融資産に企業が投資する場合には、現金及び現金同等物から生じる収益を営業利益に含めることを企業に要求する。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. 企業が発行するIFRS第9号「金融商品」の範囲に含まれる有配当投資契約から生じる負債に係る費用を、営業利益に含めることを企業に要求する。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名は欠席した。

- c. 審議会が「主要な事業活動」に言及する要求事項を開発した際に念頭に置いていた企業の種類を、アジェンダ・ペーパー21Bの第63項及び第64項に沿って明確化し例示する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 事業活動がIFRS第8号「事業セグメント」を適用した場合に独立の報告セグメントを構成する場合、これは当該活動が主要な事業活動である可能性があることを示唆するものである旨を定める。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 持分法で会計処理していない関連会社及び共同支配企業から生じる収益、費用及び配当キャッシュ・フローは、他の投資から生じる収益、費用及び配当キャッシュ・フローと同じ方法で分類すべきである旨を明確化する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、本プロジェクトの提案に対するフィードバックを求めるために、どの種類の協議文書を公表すべきなのかについて議論する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2019年4月11日に会合し、次のことについて議論した。

- a. のれんと減損のプロジェクトの一部として検討中のアイデアが、審議会が2018年7月の会議で設定した目的の達成にどのように役立つ可能性があるのか
- b. 企業結合についての開示要求の改善方法

検討中のアイデアがどのように相互関連するのかの理解（アジェンダ・ペーパー18A）

審議会は、検討中のアイデア及びそれらがプロジェクトの目的の達成にどのように役立つ可能性があるのかについて議論した。これらのアイデアには、企業結合についての開示の改善、償却の再導入、強制的な年次の減損テストの免除の提供、使用価値の計算方法の改善が含まれている。

審議会は何も決定を求められなかった。

企業結合についてのより適切な開示（アジェンダ・ペーパー18B）

のれんと減損のプロジェクトの1つの目的は、企業結合についてのより良い開示を識別することである。審議会は、IFRS第3号「企業結合」の開示目的及び開示要求の考えられる改善について、以下を含めて議論した。

- a. IFRS第3号の開示目的を明確化するとともに、企業が取得した事業又は結合後の事業のその後の業績に関する情報を提供するという新たな開示目的を追加すること
- b. 企業結合の主要な目的が達成されたかどうかを企業が開示するという要求事項を追加すること
- c. 他の町を絞った改善を行うこと

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、プロジェクトの目的の達成に関するどの予備的見解をディスカッション・ペーパーに含めるべきかについて議論する。審議会は、ディスカッション・ペーパーを2019年後半に公表する計画である。

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は2019年4月11日に会合し、動的リスク管理（DRM）のリサーチ・プロジェクトについて議論した。アジェンダ・ペーパー4Aは、これまでの議論の要約を情報目的のみで示したものである。

特定の戦略及び目標プロフィール（アジェンダ・ペーパー4B）

審議会は、DRM モデルは企業が特定の種類の戦略を目標プロフィールの中で指定することを禁止すべきかどうかについて議論した。審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. DRM モデルは、目標プロフィールの中で負のバランスを定義することを認めるべきではない。
- b. リスク管理戦略の変更が頻繁である場合には、企業は DRM モデルを将来に向かって中止すべきである。
- c. 企業のリスク管理戦略は、所定の対象期間で明確に文書化すべきである。戦略が将来事象を条件として定義されている場合には、その条件となる事象の発生を戦略の変更として扱うべきである。

数名の審議会メンバーが、企業のリスク管理戦略の変更を生じさせる可能性のある事象の例を示すようスタッフに依頼した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

表示（アジェンダ・ペーパー4C）

審議会は、DRM モデルの中で指定されたデリバティブを財務諸表においてどのように表示すべきかについて議論した。審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. DRM モデルは、指定されたデリバティブを財政状態計算書本体の独立の行項目で表示することを要求すべきではない。しかし、この情報は財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきである。
- b. DRM モデルは、指定されたデリバティブの公正価値の変動をその他の包括利益における独立の行項目で表示することを要求すべきではない。しかし、この情報は財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきである。

12名の審議会メンバーがこれらの決定に賛成し、2名が反対した。

財政状態計算書及びその他の包括利益に関して、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 指定されたデリバティブの一致部分は、金利収益及び金利費用に関するものであることを明確にする方法で伝達すべきであり、純損益計算書の本体で独立の行項目として表示すべきである。
- b. 指定されたデリバティブの不一致部分は、金利収益、金利費用及び一致部分とは関連していないことを明確にする方法で伝えるべきである。

13名の審議会メンバーがこの決定に賛成した。1名は欠席した。

さらに、審議会は、DRM モデルは不一致部分を純損益計算書の本体における独立の行項目で表示することを要求すべきではないが、財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきであると暫定的に決定した。当該注記は、不一致が表示されている純損益における行項目を明示すべきである。

11名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名が反対した。1名は欠席した。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。